

「子ども・子育て支援新制度」について

1. 子ども・子育て支援新制度とは

○「子ども・子育て関連3法」(平成24年8月成立)に基づく制度

- ・子ども・子育て支援法
- ・改正認定こども園法
- ・関係法律の整備法(児童福祉法など関係法律の改正)

○目的

- ・質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ・保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ・地域の子ども・子育て支援の充実

2. 主なポイント

(1)「給付」の創設

○施設型給付：認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

○地域型保育給付：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※地域型保育:以下の4つが市町村の認可事業として、児童福祉法に位置づけられ給付の対象となる。

・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し保育を行う。

①小規模保育事業:定員が6人以上19人以下

②家庭的保育事業:家庭的保育者の居宅等で保育を行う。定員は5人以下

③居宅訪問型保育事業:保育を必要とする子どもの居宅において家庭的保育者が保育を行う。

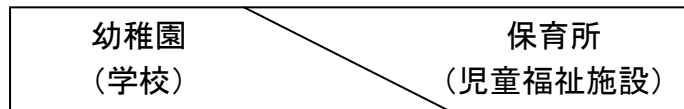
④事業所内保育事業:従業員の子どもに加え、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う。

(2) 認定こども園制度の改善

○「学校及び児童福祉施設として法的位置付けを持つ単一の施設」として 新たな「幼保連携型認定こども園」を創設

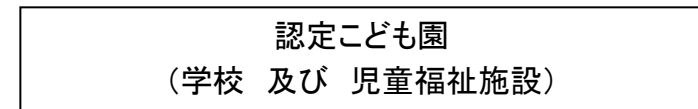
- ・満3歳以上児に対し、幼児期の学校教育と保護者の就労時間に応じた保育を提供
(満3歳未満児の受入れは任意)
- ・設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社の参入は不可)
- ・既存の幼稚園、保育所からの移行は任意
- ・認可の手続き、財政措置の一本化

<現行制度>



- ・学校教育法に基づく幼稚園の認可(県)
- ・児童福祉法に基づく保育所の認可(県、新潟市)
- ・認定こども園の認定(条例に基づき県が認定)
- ・幼稚園部分:私学助成(県)+就園奨励費補助(市)
- ・保育所部分:運営費負担金(市)

<新制度>



- ・改正認定こども園法に基づく認可(県、新潟市)
- ・施設型給付(市)に一本化

※幼保連携型認定こども園以外の認可等の手続きは現行どおり。財政措置は一本化

子ども・子育て支援法

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み

施設型給付

認定こども園

幼稚園

保育所

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

(3)「地域子ども・子育て支援事業」の充実

○地域子ども・子ども子育て支援事業の新設、拡充、制度改革

※地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業(新設)
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ⑤養育支援訪問事業

その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業(新設)
- ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新設)
- ⑬放課後児童クラブ

○新設事業

①利用者支援事業

- ・子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを市民の身近な場所で行う。

※例えば

- ・保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に最も合った保育資源や保育の提供を行う保育専門相談員を配置する事業
- ・子育て相談員が妊娠中の方から小学校就学前までのお子さんの保護者を対象に、子育て相談を通し、地域子ども・子育て支援事業の紹介や情報提供を行い、就学前の子育て計画を作成する手伝いをする事業
- ・新潟市では、平成22年に子ども・子育て支援に関するワンストップ型相談窓口「子育てなんでも相談センターきらきら」が開設されており、平成25年3月に内閣府がまとめた「全国自治体の子育て支援に関する調査報告書」において参考事例として掲載された。

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・世帯の所得状況その他の事情を勘案して市が定める基準に該当する保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業

※実費徴収の具体例として、園服代、道具箱代、遠足代等が想定されており、保護者がそれを支払うことが困難な場合に助成する制度が想定されている。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・多様な事業者(株式会社、NPO法人など)の能力を活用した施設の設置や運営を促進する事業

○拡充・制度改正事業の例

⑬放課後児童クラブ

- ・対象児童を拡大

＜現行＞概ね10歳未満の留守家庭の小学生 ⇒ ＜新制度＞留守家庭の小学生

※小学6年生までに拡大

- ・設備・運営(従事者及び員数、施設・設備、開所日数・時間等)基準の条例化

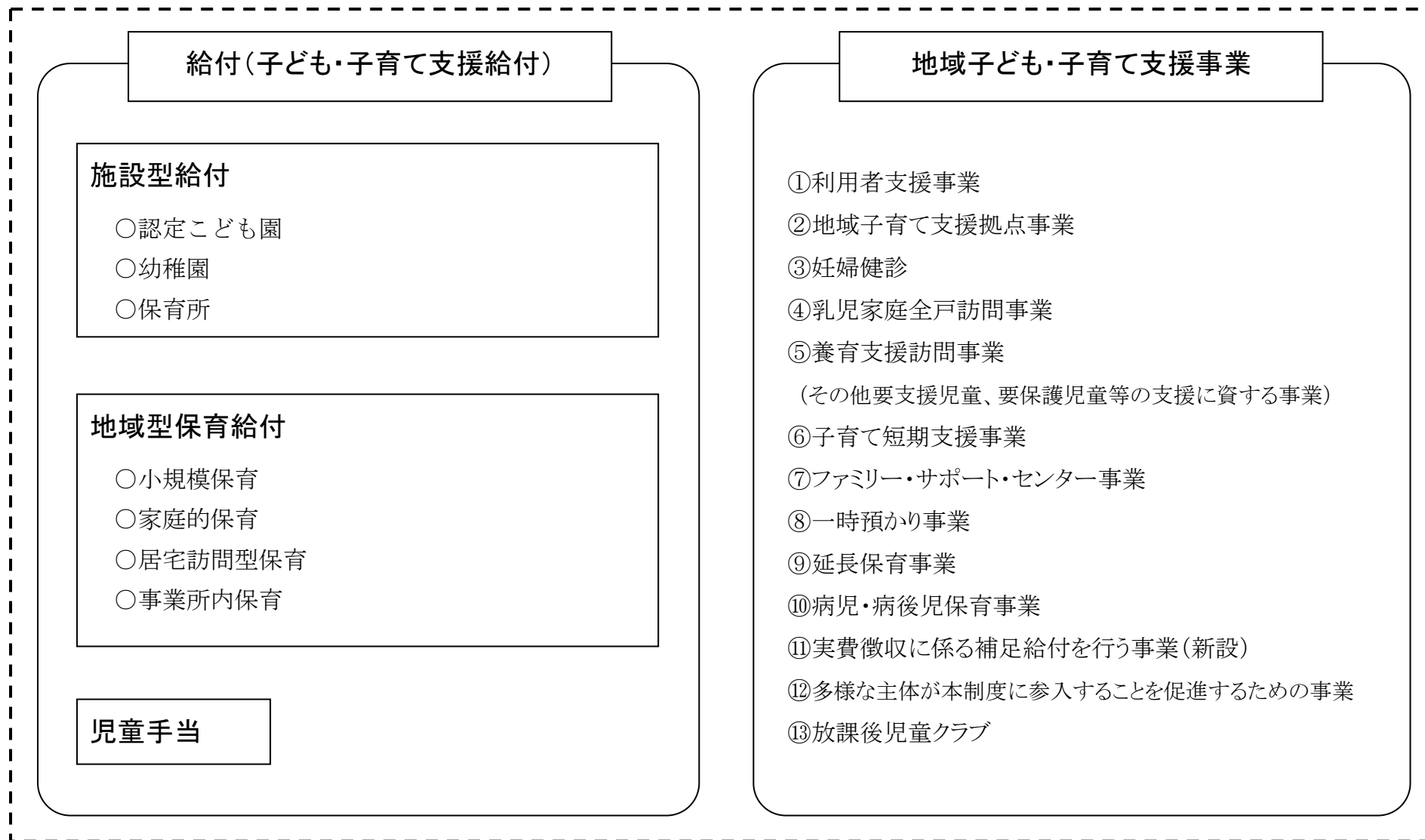
＜現行＞特段の定めなし(ガイドラインあり) ⇒ ＜新制度＞国が定める基準に基づき市が条例を制定

- ・事前届出制度への変更

＜現行＞ 事業開始後1か月以内に届出 ⇒ 事業開始前に届出
など

②～⑩については現行の児童福祉法等により実施されているが、これら新制度上に位置づけるにあたって必要な事業の充実や運用の改善について、国において検討されている。

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像



3. 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通な仕組み

(1) 基礎自治体(市町村)が実施主体

○市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

(2) 社会全体による費用負担

○消費税の引き上げによる恒久財源の確保

・消費増税予定：平成26年4月 8%、平成27年10月 10%

(3) 政府の推進体制の整備

○内閣府に「子ども・子育て本部」を設置し一元化

(4) 子ども・子育て会議の設置

○国及び自治体に「子ども・子育て会議」を設置

- ・子育て当事者、子育て支援の当事者等、関係当事者が新制度に基づく政策プロセスに参画・関与
- ・国の子ども・子育て会議においては、基本指針、公定価格、各種基準などについて意見を聴取
- ・自治体においては設置が努力義務とされ、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて、子ども・子育て施策を実施することを担保するうえで重要な役割を果たす。

4. スケジュール

○平成27年4月施行予定(消費増税と連動)

○施設・事業の認可手続きや利用者の手続きは平成26年下半年が目途

○計画のとりまとめや各種基準条例の制定は26年9月までが目途

		平成25年度												平成26年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
国		国の子ども・子育て会議																									
		基本指針, ニーズ調査票案						各種基準						施設型給付の骨格													
新潟市	子ども・子育て会議	委員公募・選定						新潟市子ども・子育て会議																			
	事業計画	委託業者選定						ニーズ調査実施						事業計画案の策定						パブリックコメント・最終調整						県へ提出	
	各種基準等	関係条例案の検討												関係条例の上程													
	利用手続等																			新年度利用手続等							